

【商品概要説明書】



大阪府警察信用組合

総合口座

(令和7年5月1日現在)

商品名（愛称）	総合口座（総合口座）										
販売対象	個人のお客さま（未成年の方はお取り扱いできません。） ※1人1口座のみ										
商品内容	普通預金を中心に定期預金、当座貸越を組み合わせセットにしたものです。 普通預金のみのお取引にも利用することができます。 当座貸越は、普通預金の残高が不足する場合に定期預金を担保にして貸越限度額の範囲内で不足額を自動的に融資するものです。 定期預金の他、積立定期預金もセットできます。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>預金の種類</th><th>期 間</th><th>預入金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通預金</td><td>出し入れ自由</td><td>1円以上</td></tr> <tr> <td>定期預金</td><td>1か月以上5年以内</td><td>100円以上</td></tr> </tbody> </table> ※総合口座にお預け入れできる定期預金は自動継続扱いとします。		預金の種類	期 間	預入金額	普通預金	出し入れ自由	1円以上	定期預金	1か月以上5年以内	100円以上
預金の種類	期 間	預入金額									
普通預金	出し入れ自由	1円以上									
定期預金	1か月以上5年以内	100円以上									
預入（受入）方法	各々の商品の規定によります。										
払戻（支払）方法	各々の商品の規定によります。										
当座貸越	貸越極度額	この取引の定期預金、積立定期預金残高の合計額の90%又は500万円のうちいずれか少ない金額									
	適用利率	担保となる定期預金、積立定期預金の約定利率に0.50%を上乗せした利率が適用されます。 ※期日指定定期は「2年以上の利率」、変動金利定期は「適用中の利率」にそれぞれ上乗せされます。									
	担保設定順位	貸越利率の低いものから順に担保とします。 定期預金又は積立定期預金を担保とする貸越利率が同一の場合は、預入（継続）日又は初回払込日の早い順に従って担保とします。									
	貸越利息	貸越金の利息は、毎日の最終残高について付利単位を1円とし、毎年2月と8月の当組合所定の日に、1年を365日として日割計算のうえ普通預金口座から引落とし又は貸越元金に組入れます。 ※定期預金の解約等により担保残高がゼロとなるときは、その時点で貸越利息をお支払いいただきます。									
	貸越金の返済	普通預金にお預け入れ又は振り込まれた金額を自動的に当座貸越の返済に充当します。 ※定期預金の解約等により担保残高がゼロとなるときは、その時点で貸越元金をお支払いいただきます。									
手数料	キャッシュカードによるお預け入れ・お引き出しの際に、提携金融機関所定の手数料がかかる場合があります。										
リスクに関する事項	なし										
付加できる特約事項	なし										
中途解約時の取扱い	各々の商品の規定によります。										
苦情処理措置・紛争解決措置	[苦情処理措置] ご契約内容や商品に関する苦情等は、営業店又は業務部にお申し出ください。 【大阪府警察信用組合業務部】 06-6941-2003 受 付 日：月曜日～金曜日（祝日及び組合の休業日は除きます。） 受付時間：午前9時～午後5時 なお、苦情等対応手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://osaka-keishin.co.jp/ [紛争解決措置] 公益社団法人民間総合調停センター（電話：06-6364-7644）又は東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）で紛争の解決を図ることも可能ですので、上記当組合業務部又はしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまから直接、民間総合調停センターや仲裁センター等にお申し出いただくことも可能です。 なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに、東京都以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。 ①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。 ②現地調停：東京の弁護士会の幹旋人と東京以外の弁護士会の幹旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決にあたります。 ※移管調停、現地調停は、全国の弁護士会で実施しているものでありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。 【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受 付 日：月曜日～金曜日（祝日及び協会の休業日は除きます。） 受付時間：午前9時～午後5時 電 話：03-3567-2456 住 所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5										

その他参考事項

総合口座は、「総合口座取引規定」によりお取扱いします。
総合口座にお預け入れいただく普通預金、定期預金及び積立定期預金は、預金保険制度の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。
決済用預金については全額保護の対象となります。
各種預金の商品内容については、それぞれの商品概要説明書をご参照ください。